

職種等区分で定年年齢等が異なる場合の「実施した制度」及び「引上げた年数」 確認様式(継続様式第2号別紙2の確認補助様式)

- 本様式は、就業場所、職種又は勤務形態等の区分(以下「職種等区分」という。)で定年年齢等が異なる場合のみ提出していただく様式です。
- 申請事業主の全ての職種等区分を記入してください。
- 実施した制度(注1)、引上げた年数(注2)に応じて、継続様式第2号別紙2の該当欄に記入してください。

注1) 職種等区分により定年年齢等が異なる場合は、企業全体の最も低い年齢に、引上げ等を実施したものとして支給額を算定します。

注2) 職種等区分で定年年齢等が異なる場合は、企業全体の最も低い年齢と改正前の年齢の差を引上げた年数として支給額を算定します。

1. 定年引上げ(定年廃止も含む) (※1)

職種等区分 (就業場所、職種、 勤務形態等)	【(a)改正前】 過去最高の定年 年齢 ※2	【(b)改正後】 現在の定年年齢 ※3	【(c)実施した制度】 企業全体の年齢 (b)欄の最低年齢 ※4	引上げた年数 (c)-(a) ※5
正社員	62 歳	66 歳	65 歳	3 歳
パートタイム	62 歳	65 歳		3 歳
	歳	歳		歳
	歳	歳		歳
	歳	歳		歳

※1 定年引上げを行った職種等区分が1つでもある場合は定年引上げを行っていない職種も含め、全ての職種等区分を記入してください。定年引上げを行った職種等区分が無い場合は記入不要です。

※2,3 定年年齢を労働者が任意に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。

※3 定年廃止の場合は「99歳」と記入してください。

※4 (c)欄が65歳未満の場合は、定年引上げ措置は支給対象外となります。

※5 全ての職種等区分で定年を廃止した場合は、記入不要です。

2. 継続雇用制度導入 (※6)

職種等区分 (就業場所、職種、 勤務形態等)	【(d)改正前】 継続雇用年齢 ※7	【(e)改正後】 継続雇用年齢 ※8	【(f)実施した制度】 企業全体の年齢 (e)欄の最低年齢 ※9	引上げた年数 (f)-(d)
正社員	65 歳	68 歳	67 歳	2 歳
パートタイム	65 歳	67 歳		2 歳
	歳	歳		歳
	歳	歳		歳
	歳	歳		歳

※6 継続雇用制度を導入した職種等区分が1つでもある場合は継続雇用制度を導入していない職種等区分も含め、全ての職種等区分を記入してください。継続雇用制度を導入した職種等区分が無い場合、又は、全ての職種等区分で継続雇用制度を廃止した場合は、記入不要です。

※7 新たに継続雇用制度を導入した場合は、改正前の定年年齢を記入してください。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年9月5日法律第78号)の経過措置により労使協定に基づく基準該当者への継続雇用年齢を定めている場合は、「65歳」と記入してください。

※7,8 継続雇用制度年齢を労働者が任意に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。

継続雇用年齢が適用されない職種等区分がある場合は、改正前・改正後の継続雇用年齢は改正前・改正後の定年年齢を記入してください。

※8 継続雇用制度を改正後に取りやめた(廃止した)場合は、改正後の定年年齢を記入してください。

継続雇用制度年齢の上限を撤廃した場合は、「99歳」と記入してください。

※9 (f)欄が66歳未満の場合は、継続雇用制度導入の措置は支給対象外となります。